

- 注 1) 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。
- 2) 金属類とは、アルキル Hg（アルキル水銀化合物）、総 Hg（水銀又はその化合物）、Cd（カドミウム又はその化合物）、Pb（鉛又はその化合物）、Cr（Ⅵ）（六価クロム化合物）、As（砒素又はその化合物）、Se（セレン又はその化合物）をいう。
- 3) 金属等とは、上記2)の金属類の外、O-P（有機リン化合物）、CN（シアン化合物）、PCBをいう。
- 4) 揮発性有機化合物とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンをいう。
- 5) 農薬類とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブをいう。
- 6) 輸入された廃棄物（法第2条第4項第2号）における特別管理産業廃棄物は、施行令第2条の4第9～11号に指定されたものをいう。
- 7) 集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN 特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじん、集じん施設で集められたものをいう。
- 8) 基準不適合とは、環境省令（昭和48年総理府令第5号「判定基準省令」）又は廃酸・廃アルカリについては廃棄物処理法施行規則別表第2）で定める判定基準（P44表4.8）に適合しないものをいう。

3 感染性廃棄物

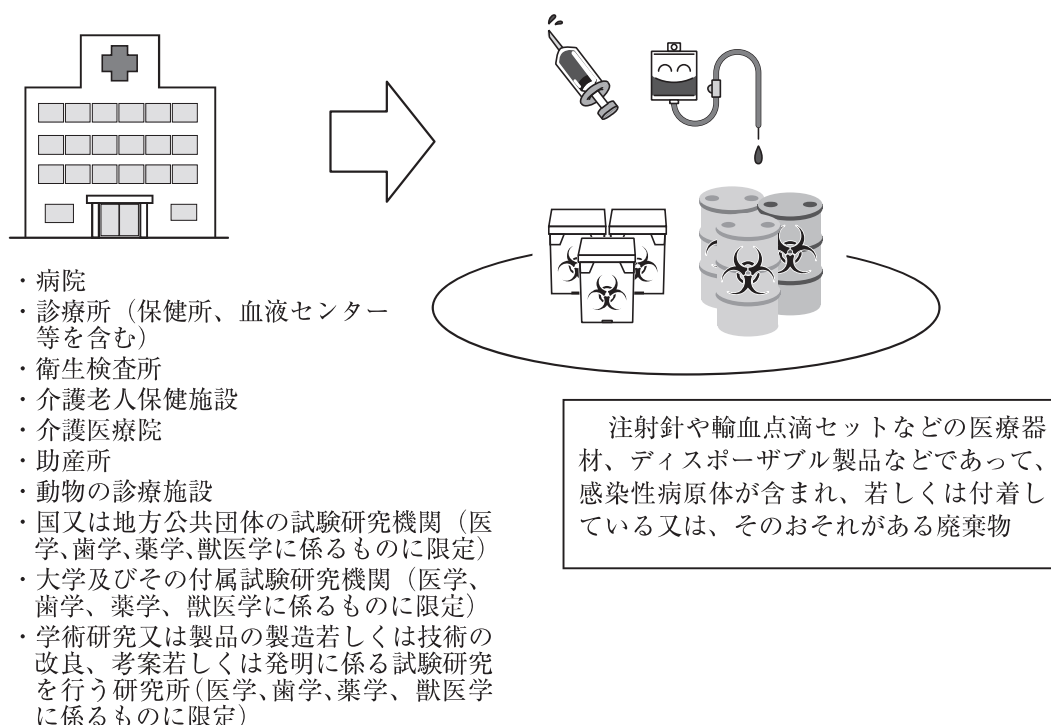
3-1 感染性廃棄物の定義

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物をあわせて、感染性廃棄物と呼ぶ。

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じた、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（これを「感染性病原体」という。）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう（法第2条第3項、第5項、施行令第1条第8号及び第2条の4第4号）。

一般廃棄物であって感染性廃棄物に該当するものが感染性一般廃棄物であり、特別管理一般廃棄物とされる。産業廃棄物であって感染性廃棄物に該当するものが感染性産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物とされる。

なお、図3.1の施設が医療関係機関等に該当する（施行令別表第1の4の項及び施行規則第1条第7項）。



●図3.1 感染性産業廃棄物

感染性廃棄物に該当するものであっても、環境大臣が定める方法による施設内処理を行い、感染性を失わせた場合は、普通の一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

なお、感染性廃棄物は、その性質上、一般廃棄物と産業廃棄物を分別して排出することが困難であることから、**感染性産業廃棄物を処理できる許可業者は感染性一般廃棄物もあわせて処理できる**（法第14条の4第17項）。

3-2 感染性廃棄物の判断基準

「感染性廃棄物処理マニュアル」では、感染性廃棄物の具体的な判断は、「形状の観点」、「排出場所の観点」及び「感染症の種類の観点」から客観的に行うことが基本である。

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、次によるものとする。

（１）形状の観点

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）（以下「血液等」という。）

血液製剤については、それ自体には感染性がないことから感染性廃棄物ではないが、外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）等は血液等に該当するものとする。

- ② 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清^{かくせい}に伴う皮膚等）

- ③ 血液等が付着した鋭利なもの

- ④ 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの

（２）排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において、治療、検査等に使用された後、排出されたもの

感染症病床とは感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者に係る病床をいう。感染症病床等のうち、検査室とは採血を行う室、透析室及び微生物や病理学等に関する臨床検査室（検体検査を行う室）等をいう。

（３）感染症の種類の観点

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの

- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、デイスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

感染症法の四類及び五類感染症の治療又は検査等から排出される感染性廃棄物としては、以下のものが挙げられる。

ア 医療器材…注射針、メス、ガラス製器材（試験管、シャーレ、アンプル、バイアル等）

イ デイスポーザブル製品…ピンセット、ハサミ、トロッカー、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等

ウ 衛生材料…ガーゼ、脱脂綿、マスク等

エ その他…紙おむつ（感染症の種類等により感染性廃棄物とする）、検体標本等

医療器材としての注射針、メス、ガラス製品（破損したもの）等については、メカニカルハザードについて十分に配慮する必要があるため、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。また、鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

透析等回路（ダイヤライザー、チューブ等）については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当する。また、輸液点滴セット（バックを除く）については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、感染性に該当する。

（１）の形状に該当する廃棄物は直ちに感染性廃棄物とされ、（１）に該当しない廃棄物でも（２）の場所で排出された場合は感染性廃棄物とされる。また、（２）以外の場所で感染症の治療、検査等が行われた場合は、（３）により、感染症の治療、検査等に使用された廃棄物が感染性廃棄物となる（資料編 P398感染性廃棄物の判断フロー図参照）。

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物に該当するか否かを判断できるが、判断できない場合は、付着した廃棄物の形状、性状、付着の程度の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人獣共通感染症にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。

動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する人獣共通感染症にり患又は感染している場合を除き、感染性廃棄物として取り扱う必要はない。なお、人獣共通感染症は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。

3-3 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

医療関係機関等から発生する主な廃棄物の種類とその具体例は表3.1のとおりである。

これらの廃棄物のうち、次のものは、「形状の観点」から、直ちに感染性産業廃棄物となり、又は感染性産業廃棄物と同等の取扱いが必要となる。

- ① 血液（凝固していない状態のもの及び凝固したもの）及び血液検査廃液
- ② 注射針、その他の金属製機械器具で鋭利なもの及びガラス性の器具等で破損したもの
- ③ ビニルチューブ、透析膜その他の合成樹脂製の器具等で、透析等回路又は輸液点滴セット中に使用されるもの

これ以外のものは、「排出場所の観点」又は「感染症の種類の観点」に該当する場合に、又は医師、歯科医師、獣医師により感染性を有すると判断される場合に、感染性一般廃棄物又は感染性産業廃棄物となる。

感染性廃棄物となる場合以外に、特別管理産業廃棄物となる場合があることに注意する必要がある。主なものは次のとおりである（「本章4 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物」を参照）。

- ① 廃油：灯油、ガソリン等の燃焼性廃油
- ② 廃酸又は廃アルカリ：水素イオン濃度指数（pH）の値が2.0以下の腐食性廃酸又はpHの値が12.5以上の腐食性廃アルカリ

5 —

10 —

15 —

25 —

30 —

35 —

40 —

35 —

40 —

32 第1章 廃棄物の関係法規

ウのうち水銀血圧計、水銀体温計等については、処分又は再生を行う場合、あらかじめ水銀を回収することが義務付けられた。

なお、医療関係機関等で使用されなくなって退蔵されている水銀血圧計・水銀体温計については、特別管理産業廃棄物に該当しないが、将来的な不適正処理（災害時の紛失等を含む）のリスクを低減するため、短期間に集中的に回収・処分することが望ましいとされており、環境省が策定した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成29年3月一部改訂）」で、都道府県医師会を事業実施単位、郡市医師会を回収単位とする回収スキームが設定されている。

- ⑤ トリクロロエチレン等12種類の廃溶剤： a) 国又は地方公共団体の試験研究機関、
b) 大学及びその附属試験研究機関、 c) 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所が、洗浄施設を設置している場合は、その洗浄施設から生じたトリクロロエチレン等の廃溶剤 — 10
- ⑥ トリクロロエチレン等3種類の廃溶剤：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（⑤の施設を除く）を設置している場合は、その洗浄施設から生じた廃溶剤 — 15
- ⑦ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ： a) 国又は地方公共団体の試験研究機関、 b) 大学及びその附属試験研究機関、 c) 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所が、洗浄施設を設置している場合は、その洗浄施設から生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリで、水銀等の有害金属等を含み、その含有量や溶出濃度が環境省令で定める基準に適合していないもの — 20
- ⑧ ばいじん、燃え殻又は汚泥：産業廃棄物処理施設（都道府県知事等の設置許可が必要なもの）又はこれに準ずる廃棄物の焼却施設等を設置している場合は、その施設等から生じたばいじん、燃え殻又は汚泥で、カドミウム等の有害金属等又はダイオキシン類を含み、その含有量や溶出濃度が環境省令で定める基準に適合していないもの — 25

— 30

— 35

— 40

●非感染性廃棄物ラベルの例

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
廃棄物名	
排出年月日	

— 5

— 10

2 処理基準

排出事業者が行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分の基準（処理基準）は、施行令第6条に定められている。法第14条第12項（特別管理産業廃棄物は法第14条の4第12項）の規定により産業廃棄物処理業者の行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分についても同一の処理基準が適用される。

— 15

排出事業者が自ら処理する場合はもちろん、処理を委託する場合でも、排出事業者として、その事業活動によって生じた廃棄物を適正に処理する責任を果たすためには、処理基準の内容を十分理解していなければならない。

— 20

以下に、産業廃棄物の処理基準の主な内容を述べる。

2-1 （特別管理）産業廃棄物の収集運搬基準

（1）産業廃棄物の収集運搬基準

— 25

産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、次の基準に従って行わなければならない。

① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

収集・運搬するときには産業廃棄物が飛散・流出しないように容器に収納したり、荷台にシートをかけるなどの必要がある。さらに、積込み方法の検討や産業廃棄物の種類によっては専用の運搬車両が必要になる。

— 30

② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

③ 産業廃棄物の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

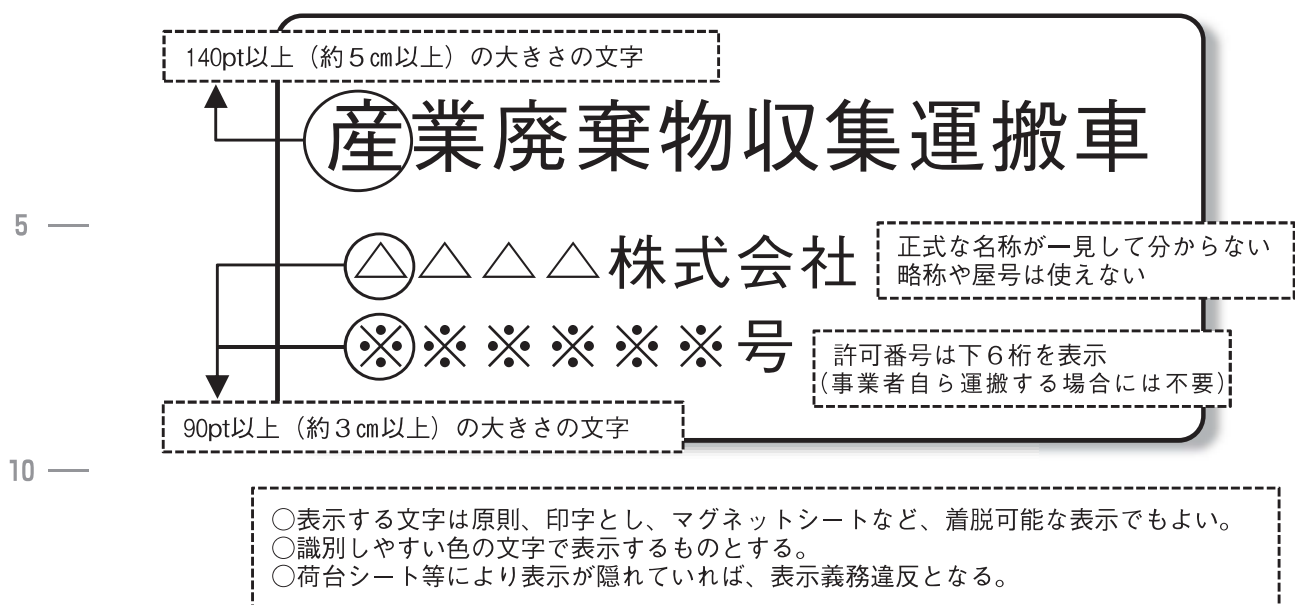
駐車場や積替保管場所での騒音や振動の発生、悪臭の発散又は粉じんの飛散、さらに産業廃棄物が野積みされ、放置されること等により生活環境の保全上支障が生ずることのないように必要な措置を講じなければならない。

— 35

④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

産業廃棄物が飛散・流出したり、悪臭が漏れるおそれのある変形して蓋の閉まらな

— 40



●図2.1 運搬車両の表示例 (収集運搬業者の例)

い容器などを使用してはならない。

- ⑤ 運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合は、運搬車の車体の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」、排出事業者（自己運搬の場合）又は収集運搬業者（委託の場合）の名称等を表示し、かつ、その運搬車に所定の書面を備え付けること。

運搬車への表示は、車体の両側面に、識別しやすい色の文字で鮮明に表示しなければならない。表示事項のうち、名称については、原則として登記簿上の名称と同じものを表示することとし、登記簿上の名称が容易に想像できないような略号や屋号単独による表示等は認められない（図2.1参照）。

表示事項と備え付ける書面は、排出事業者と収集運搬業者とで異なっている。詳細は図2.2を参照されたい（資料編 P244「資料9 産業廃棄物の収集運搬基準」参照）。

- ⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物等が破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集・運搬すること。
- ⑦ 産業廃棄物の収集・運搬の途中で積替保管を行う場合は、次の基準に従って行うこと。

ア 産業廃棄物の積替えを伴わない保管のみ行ってはならない。

イ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

ウ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

エ 搬入された産業廃棄物の量が、積替保管の場所において適切に保管できる量であり、かつ、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量（保管上限）を超えないようにすること。

ただし、船舶を用いる場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき、あるいは使用済自動車等を保管する場合は、この保管上限を適用しない。

オ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替保管を行う場合は、他の物と混合するおそれのないように、積替保管の場所に仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

なお、積替保管の場所に関しては「本章1-1」とほぼ同様。

＜排出事業者が自ら運搬する場合＞

- ・ 施行規則第7条の2の2第4項に規定する事項を記載した書面（様式は任意）

●氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

●産業廃棄物の種類及び数量
廃〇〇〇〇〇 〇〇トン

●産業廃棄物を積載した日
〇年〇月〇日

●積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
（有）〇〇〇 〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
〇〇〇（株）〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

＜産業廃棄物収集運搬業者＞

- ・ 許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物収集運搬業許可証

（写）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

＜産業廃棄物収集運搬業者（電子マニフェストを利用している場合）＞

- ・ 許可証の写し
- ・ 電子マニフェスト加入証
- ・ 施行規則第7条の2の2第4項に規定する事項を記載した書面（様式は任意）又は電子データ（内容を容易に表示できること。通信による方法も可）

産業廃棄物収集運搬業許可証

（写）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

加入証

加入証発行番号 0010345

発 行 日 2016年12月18日

加入者名称 株式会社受入廃棄物処理

取組者 代表 太郎

住 所 〒100-0004 東京都千代田区二番町9-9-9

産業物の処理及び搬出に関する法律第12条の5第1項の規定に基づき電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 田 一 郎

1. 加入者番号 100363

2. 加入者登録日 2017年01月06日

加入区分 普通

課 金 未 定

●産業廃棄物の種類及び数量
廃〇〇〇〇〇 〇〇トン

●運搬を委託した者の氏名又は名称
（有）〇〇〇〇

●産業廃棄物を積載した日
〇年〇月〇日

●積載した事業場の名称、連絡先
（有）〇〇〇〇 〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●運搬先の事業場の名称、連絡先
〇〇〇（株）〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●図2.2 運搬車に備え付ける書面

（2）特別管理産業廃棄物の収集運搬基準

特別管理産業廃棄物の処理を行う場合は、普通の産業廃棄物の収集運搬基準が同様に適用されることに加え、産業廃棄物の処理基準より厳しい基準が別に定められている。これは、特別管理産業廃棄物が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有していることから、これらの被害を防ぐため、運搬車への積み込み、保管等、その取扱いは特に注意する必要があるためである。

以下に、特別管理産業廃棄物の収集運搬基準で、主に普通の産業廃棄物と異なる点を述べる。

- ① 特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分し

て収集・運搬すること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、区分しないで収集・運搬することができる。

② 運搬用パイプラインは用いてはならないこと。ただし、消防法に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、移送取扱所において収集・運搬する場合や石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されている一定の要件を満たす運搬用パイプラインを用いて特別管理産業廃棄物を収集・運搬する場合はこの限りでない。

③ 収集・運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯すること。ただし、運搬容器にこれらが表示されている場合はこの限りではない。

④ 感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物及び廃水銀等の収集・運搬は、必ず運搬容器に収納して行うこと。また、当該産業廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できて収納しやすく、損傷しにくい構造を有していること。

PCB 廃棄物の収集・運搬は特に注意を要するため、このほか PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度 PCB 廃棄物収集運搬ガイドライン（「本章2-5（1）PCB 廃棄物」参照）に従って行うとともに、必要に応じ、あらかじめ地元の都道府県等に相談し、その指導を受けることが必要である。

⑤ 特別管理産業廃棄物の収集・運搬の途中で積替保管を行う場合は、次の基準に従って行うこと。

ア 保管は、PCB 廃棄物以外は、積替えを伴う場合を除き行ってはならないこと。

イ 積替えを行う場合には、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

ウ 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

エ 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替保管の場所において適切に保管できる量であり、かつ、保管量が1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量（保管上限）を超えないようにすること。

オ PCB 汚染物のうち、廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウム用安定器で、PCB が付着し、又は封入されたものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

なお、積替保管の場所に関しては、「本章1-2 特別管理産業廃棄物の保管基準」とほぼ同様の基準が規定されている。

（3）感染性廃棄物の収集運搬等

感染性廃棄物処理マニュアルは、感染性廃棄物の適正な処理を確保するために必要な手順を具体的に解説している。基本的には特別管理産業廃棄物の処理基準と同じであるが、感染性廃棄物の収集・運搬に関して追加する留意事項を述べる（資料編 P374「資料31 感染性廃棄物処理マニュアル」参照）。

感染性廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、受託業者は基準やマニュアルに従って収集・運搬を行わなければならない。医療関係機関等自らがこれらの基準やマニュアルの遵守を義務付けられるわけではない。しかし、この場合でも、排出事業者として、処理の状況を確認し、最終処分まで適正に行われるよう必要な措置を講ずるという責務を果たすため

には、基準やマニュアルの内容を十分理解する必要がある。

感染性廃棄物の収集・運搬を医療関係機関等が自ら行う場合は、これまで述べてきたように、特別管理産業廃棄物収集運搬基準に従って行わなければならないとともに、次の点に留意する必要がある。

- ① 感染性廃棄物の積替え又はこれに伴う保管を行う場合は、冷蔵する、容器に入れ密閉する等腐敗防止のために必要な措置を講ずることのほか、特別管理産業廃棄物の収集・運搬の積替保管基準が適用される。なお、搬入された感染性廃棄物は腐敗しないうちに搬出すること。 — 5
- ② 感染性廃棄物はその性状から、処理の経路が複雑にならないようにする必要があり、原則として、収集後、直接廃棄物焼却施設等へ運搬すること。 — 10
- ③ 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出の防止の観点から好ましくないので、原則として行わないこと。
- ④ 感染性廃棄物による作業員への事故を防止するために、作業中は保護具（エプロン、ゴム手袋又はプラスチック製の手袋、膝あて、保護メガネや保護マスク等）、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用するほか、感染性廃棄物容器に素手で触れない、作業後には手洗いや手指消毒、うがいを徹底する等の対策を講じることが重要である。 — 15
- ⑤ 地震や水害等の自然災害の発生や感染症が拡大した場合にも、可能な限り、事業を継続できるよう、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等も参照しつつ、必要な物資の備蓄や事業継続計画の策定等、平時から準備を進めておくことが重要である。また、緊急時における連絡体制等を備えておくことも必要である。 — 20

2-2 （特別管理）産業廃棄物の中間処理基準

（1）産業廃棄物の中間処理基準

産業廃棄物を処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）するに当たっては、次の基準に従って行わなければならない。

- ① 処分に伴って産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。 — 30
- ③ 産業廃棄物の処分に伴ってこれを保管する場合は、次の基準に従って行うこと。
 - ア 周囲に囲いや見やすい場所に掲示板を設ける等、産業廃棄物の保管基準を満たすこと。
 - イ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管しないこと。 — 35
 - ウ 通常、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（保管上限）を超えないようにすること。

なお、産業廃棄物処理施設の設置者は、処理する産業廃棄物と同一の性状を有する一般廃棄物（施行規則第12条の7の16に定める一般廃棄物に限る）を併せて処理

— 40

する場合、必要事項を届け出ることによって一般廃棄物処理施設としての設置の許可を省略することができるとする特例措置がある（法第15条の2の5）。このような特例措置により、同一の性状を有する一般廃棄物を処理することができる産業廃棄物処理施設であっても、保管できる廃棄物の量の上限は一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じた数量である。一般廃棄物で14日分、産業廃棄物で14日分、あわせて28日分を保管することができるということではないので注意する必要がある。

④ 特定家庭用機器産業廃棄物（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

⑤ 産業廃棄物を焼却する場合には、施行規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること（「第1章 廃棄物の関係法規 15焼却禁止」図15.1参照）。

⑥ 産業廃棄物の熱分解（燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、施行規則で定める構造を有する熱分解設備を用いて環境大臣が定める方法により行うこと。

⑦ 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくするため、石綿が検出されないように熔融することなど環境大臣が定める方法により行うこと（破碎は原則として禁止）。

⑧ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合は、次の措置を講ずること。

ア 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

イ 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。

ウ 水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

（2）特別管理産業廃棄物の中間処理基準

特別管理産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の中間処理基準が同様に適用されることに加え、産業廃棄物の処理基準より厳しい基準が別に定められている。

特別管理産業廃棄物の処理は、この基準に従って行わなければならないが、施行令第6条の5第2号に規定する環境大臣の定める方法に従って中間処理され、特別管理産業廃棄物ではなくなった廃棄物については、以後普通の産業廃棄物として収集・運搬又は処分することができる。

以下に、特別管理産業廃棄物の中間処理基準で、主に普通の産業廃棄物と異なる点を述べる。

① 燃焼性廃油の処分又は再生は、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。

② 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリの処分又は再生は、中和設備を用いて中和する方法等によること。

③ 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。

④ PCB 廃棄物の処分又は再生は、反応設備、分離設備等を用い分解又は除去する方

法等によること。

- ⑤ 廃石綿等の処分又は再生は、溶融施設において溶融する方法（摂氏1,500度以上の状態で溶融することができるもの）等によること。
- ⑥ 廃水銀等の処分又は再生は、あらかじめ水銀の純度を高め、硫化施設において硫化・固化する方法によること。
- ⑦ 処分又は再生に当たり特別管理産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の中間処理基準における保管する場合の規定の例によること。

（3）感染性廃棄物の中間処理

1）施設内における中間処理

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内の焼却設備で焼却、溶融設備で溶融、滅菌装置で滅菌又は肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒（感染症法その他の法律に指定されている疾患に係る感染症廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒）するものとする。

（参照）特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）

- ① 医療関係機関等は、発生した感染性廃棄物を自ら中間処理する場合には、次の方法により、廃棄物の感染性を失わせなければならない。（感染性を失った処理残さ等は、非感染性廃棄物として処理できることとなる。）

ア 焼却設備を用いて焼却する方法

イ 溶融設備を用いて溶融する方法

ウ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

エ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

オ 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。資料33中の「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考7）、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（参考8）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考9）参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒）

消毒において肝炎ウイルスに効果のある方法としたのは、肝炎ウイルスの一つのB型肝炎ウイルスが最も消毒薬に対して抵抗性の強い病原体の一つであることから、肝炎ウイルスに効果のある方法で消毒すれば、ほとんどすべての病原体は不活化されと考えられるためである。

- ② なお、①のアからオのほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると環境大臣が認めるものについては、順次追加することとしている。
- ③ 医療関係機関等において廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の種類若しくは施設の種類又は規模により、都道府県知事等の許可が必要となる。
- ④ 医療関係機関等は、焼却設備、溶融設備、滅菌装置を有していない場合、消毒を行うことのできない場合、焼却設備を有しているが焼却炉の性能等から効果的な処

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

理が期待できない場合、完全に感染性を失わせる処理が行われていない場合、周辺の生活環境の保全上焼却設備を稼働することが好ましくないと判断される場合等には、特別管理産業廃棄物処分業者等に委託して処理しなければならない。

2) 委託処理

医療関係機関等が施設内で焼却、溶融、滅菌、消毒を行わず、これらの処理を委託する場合には、受託業者は特別管理産業廃棄物中間処理基準や感染性廃棄物処理マニュアルに従って中間処理を行わなければならない。しかし、この場合でも、収集・運搬を委託する場合と同様、排出事業者としての責務を果たすためには、医療関係機関等も基準やマニュアルの内容を十分理解する必要がある。

- ① 感染性廃棄物は、焼却設備等によって処分しなければならない。
- ② 焼却設備で焼却する場合又は溶融設備で溶融する場合は、梱包されたままの状態で行うものとする。

(参考) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 (平成4年厚生省告示第194号)

- ① 感染性廃棄物の処分業者 (自ら処理の場合は排出事業者) は、最終処分を行う前に「上記1) 施設内における中間処理」に示す焼却等の方法により感染性を失わせなければならない。
- ② 感染性廃棄物を処理施設に投入する場合は、作業中の感染の危険性を避けるため、梱包された状態のままで行う等衛生的に行うこと。
- ③ 焼却設備のうち、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類の焼却施設であって処理能力が100kg/日を超えるもの、汚泥の焼却施設であって処理能力が5m³/日を超えるもの又は200kg/時以上のもの等) に該当するものの構造及び維持管理は、基準を満たすものでなければならない。
- ④ 上記の産業廃棄物処理施設に該当しない場合にあって、感染性廃棄物を焼却する場合は、構造や処理基準を遵守しなければならない。
- ⑤ 処分業者は、帳簿を備え付け、処理実績等を記録し、5年間保存すること。
- ⑥ 中間処理後の処理残さは、その種類に応じて定められた埋立処分方法で最終処分すること。

2-3 (特別管理) 産業廃棄物の埋立処分基準

(1) 最終処分場の概要

産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分場は、施設の構造から、施行令第7条及び最終処分場に係る技術上の基準を定める省令により、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場に分類されている。

① 安定型最終処分場 (図2.3)

処分場から汚水が生じた場合に、外部に漏れたり、地下に浸透することを防ぐ設備のない処分場で、このため、汚水が生じることのないよう、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずやがれき類等 (性状が安定しているという意味で「安定型産業廃棄物」と呼ぶ) のみを埋立処分することができる。

安定型最終処分場では、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないように、展